

地域密着型サービスの事業に関する基準の条例制定について

1 条例制定の趣旨

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布施行により、これまで国の法律や政省令で全国一律に定められていた介護保険サービス事業者の指定等に関する基準のうち地域密着型サービスに係る部分について、地方分権改革の観点から、平成 24 年 4 月 1 日以降は、市町村が条例により定めることとなった。
- 平成 24 年度は経過期間が設けられ、条例制定までの間は厚生労働省の基準が適用される。
- 本連合の条例は平成 25 年 4 月 1 日施行を予定。

2 南部箕蚊屋広域連合が制定する条例

南部箕蚊屋広域連合が制定する条例は次のとおり。

条例名称	介護保険法の該当部分	サービス種別
南部箕蚊屋広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準(法第 78 条の 2) ○ 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準(法第 78 条の 2) ○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(法第 78 条の 4) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○ 夜間対応型訪問介護 ○ 認知症対応型通所介護 ○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 認知症対応型共同生活介護 ○ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○ 複合型サービス
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準(法第 115 条の 12) ○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(法第 115 条の 14) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防認知症対応型通所介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防認知症対応型共同生活介護

3 条例制定にあたっての考え方

条例制定にあたっては、下記のとおり取り扱うものとした。

区分	条例の定め方	基準の内容
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものであることから、 省令基準の内容をもって、本連合の基準とする。	「職員配置」、「居室等面積」、「処遇や人権侵害等に関する基準」等
標準とすべき基準	国が定める基準を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じたものを定めることが許容されるものであることから、 省令基準の内容をもって、本連合の基準とする。	「利用定員」、「施設規模」等
参酌すべき基準	国が定める基準を十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものであることから、 省令基準の一部について鳥取県が制定する条例との整合性を図りながら独自の基準として規定する。	上記以外の設備及び運営に関連するもの。「構造設備」、「非常災害対策」、「緊急時の対応」等

4 条例で定める独自基準等

参酌すべき基準のうち、本連合独自の基準として変更するものは次のとおり。

項目	対象	変更内容	考え方
記録の整備	全サービス	利用者の介護サービスの提供に関する記録は、その完結の日から「 2年間 」保存とされているものを「 5年間 」に延長する。	介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効は5年であることから、書類保存年限を対応させるために変更する。

※記録の整備については鳥取県も同様の規定とする予定。

事業者の指定に関して条例委任を受けて定めるものは次のとおり。

項目	対象	内容	考え方
入所定員	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員は、29人以下とする。 (介護保険法での上限数)	国の現行基準に過不足がないため、従来の介護保険法の規定どおりとする。
申請者の法人格の有無	全サービス	申請者は、法人である者とする。	国の現行基準に過不足がないため、従来の介護保険法の規定どおりとする。

《参考》 介護保険法の該当条文

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第 78 条の 2 第 42 条の 2 第 1 項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第 20 条 5 に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が 29 人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(第 78 条の 13 第 1 項及び第 78 条の 14 第 1 項を除き、以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

2~3 (略)

4 市町村長は、第 1 項の申請があつた場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第 6 項において同じ。)に係る指定の申請にあつては、第 6 号の 2、第 6 号の 3、第 10 号及び第 12 号を除く。)のいずれかに該当するときは、第 42 条の 2 第 1 項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(以下略)

(指定地域密着型サービス事業の基準)

第 78 条の 4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前 2 項の条例を定めるに当たっては、第 1 号から第 4 号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第 5 号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(2) 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

(3) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

(4) 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(5) 指定地域密着型サービスの事業(第三号に規定する事業を除く。)に係る利用定員

(以下略)

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第 115 条の 12 (略)

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第 54 条の 2 第 1 項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(以下略)

(指定地域密着型介護予防サービス事業の基準)

第 115 条の 14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前 2 項の条例を定めるに当たっては、第 1 号から第 4 号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第 5 号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

(4) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(5) 指定地域密着型介護予防サービスの事業(第三号に規定する事業を除く。)に係る利用定員

(以下略)